　　　　　　　　院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルに関する覚書

　　　国立病院機構下志津病院（以下、「甲」という。）と

（以下、「乙」という。）は、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」（以下、プロトコルという。）の運用に関して覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

1. 甲と乙は、プロトコルの内容をホームページへの掲載等により保険薬局へ周知するものとする。
2. 本覚書の発効日は西暦　　年　　月　　日とする。
3. 甲と乙は、プロトコルの運用方法について変更または疑問が生じた場合は双方協議の上、合意のもとに進めるものとする。

この覚書の証として本書２通を作成し、甲・乙各々記名捺印の上、各自１通を保有

する。

西暦　　年　　月　　日

1. 国立病院機構下志津病院

病院長

　　　鬼頭　浩之　　　　印



　　　　　　　　　　　　　印